

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

◇告示 岸本町国民健康保険規約の一部変更  
土地改良区の設立認可

土地改良区の定款変更  
土地改良区の設立認可及び計画書の縦覧  
土地改良事業の認可  
家畜人工授精師の免許及び授精所の開設  
特別国民健康保険組合の設立認可  
◇公告 理容師、美容師試験の合格者  
◇正誤 昭和三十二年十月八日肥料登録中訂正

## 告示

鳥取県告示第六百四十七号

国民健康保険を行う岸本町に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項に基き、岸

本町国民健康保険規約の一部変更を昭和三十二年十一月二十六日認可した。

昭和三十二年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百四十八号

岩美郡福部村大字海士山根重義ほか十四人の者から申請のあつた細川土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十二年十一月十八日認可した。

昭和三十二年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百四十九号

岩美郡福部村大字湯山岡野常雄ほか十四人の者から申請のあつた福部村湯山土地改良区の設立について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、昭和三十二年十一月十八日認可した。

昭和三十三年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百五十号

宿土地改良区から申請のあつた土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和三十三年十一月二十七日認可した。

昭和三十三年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡羽合町大字宇野村中多三ほか十四人の者から宇野山土地改良区設立の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（維持管理）及び定款につき詳細な審査を行った結果右申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

(一) 土地改良事業計画書の写

(二) 定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年十二月四日から同年十二月二十三日まで

三 縦覧の場所

東伯郡羽合町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百五十二号

宿土地改良区から、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、新たに行おうとする土地改良事業の認可申請があつたので、当該土地改良事業計画（かんがい排水）について審査の結果右

申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

二 縦覧の期間

昭和三十三年十二月四日から同年十二月二十三日まで

三 縦覧の場所

気高郡気高町役場

四 異議の申立

利害関係人において、公告にかかる決定に対して異議

があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第六百五十三号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条及び同法第二十四条の規定により次のとおり家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の開設を許可した。

昭和三十三年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

家畜人工授精師免許の部

免許番号

家畜人工授精師として業務を行う家畜の種類

住

所

氏名

第四三三号

全家畜

東伯郡赤碓町赤碓一、七七九番地

弥屋 昭夫

第四三五号

〃

気高郡鹿野町大字鹿野一、二四二番地

野一色 茂夫

第四三六号

羊

日野郡多里村新屋一五〇番地

出垣 純三

第四三七号

牛、めん山羊

米子市上福原一、八〇六番地

小谷 文夫

第四三八号 めん山羊 気高郡鹿野町大字鷲峯四二八番地  
第四三九号 " " 気高町大字浜村

許可番号 家畜人工授精所の名称 所開設許可の部  
第一四五号 岡田家畜人工授精所 住 氏名  
気高郡鹿野町大字鷲峯四二八番地 岡田 潔

鳥取県告示第六百五十四号

鳥取県医師特別国民健康保険組合設立発起人代表者村江正民に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第十一条第一項の規定に基き国民健康保険を行う特別国民健康保険組合の設立を次のとおり認可した。

昭和三十三年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公 告

鳥取県内にある鳥取県医師会会員である医師  
四 認可の年月日  
昭和三十三年十月二十五日

昭和三十三年十一月十六日（学科）、十一月二十四日（実地）施行した理容師、美容師試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十三年十二月三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

理容師

堀義 功	保木本真恵	岡垣 幹子
塩谷 正幸	中村 智子	岡本寿賀枝
斉藤 治	沢村 恵子	門脇 久
森田 玲子	入江富美子	渡辺喜美子
湯浅サツエ	藤岡 吉子	小谷 一江
稲田志保子	今出きよこ	江木 里志
金坂 美幸		以上十九名

山田 悦子	岩本 君子	長谷川鈴代
春摘亀久美	河野 清美	岡田 葉子
安藤真佐子	表 佳子	尾崎志まこ
		以上十五名

正 誤

昭和三十三年十月八日肥料登録中誤植があつたので次のとおり訂正する。

正 誤表  
ページ数 関係欄 行 数 誤 正

八	肥料の名称	十三・十四	丸協ピール麦複合肥料	丸協ピール麦尿素複合肥料
九	保証成分量	十八	く溶性苦土	二、〇 削除する。
〃	〃	〃	アンモニア性窒素	八、〇 アンモニア性窒素 七、〇
〃	〃	〃	く溶性苦土	一、五 削除する。